

令和8年度須賀川市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達する物品等及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標額は次のとおりとする。

なお、障がい者就労施設等の物品の開発等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。

(1) 物品

食料品、記念品、木工品、事務什器、手工芸品、紙製品、小物雑貨、その他

(2) 役務

公園清掃、建物清掃、除草、データ入力業務、封入・発送業務、その他

(3) 目標額

令和8年度の目標額は、物品及び役務合わせて、3,200,000円とする。

(参考) 令和7年度の物品等の調達の実績 3,898,960円

4 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号または第3号の規定に基づき、随意契約を積極的に活用するものとする。

(3) 各部局等は、調達情報の提供に努め、可能な限り調達内容の仕様を明確化するとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努めるものとする。

(4) 障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた自主的かつ主体的な取り組みを促すものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページにおいて公表するものとする。

6 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。